

団体固有の口座をお持ちでない場合

福井県しあわせ文庫について

福井県健康福祉部地域福祉課しあわせ基金事務局

しあわせ文庫とは？

- 社会福祉施設を利用する人々が、娯楽と教養を深め、夢と希望を持ち、しあわせに過ごされることを願って、施設に対し書籍等の物品を贈呈しています。
- 本事業は、県民から寄せられた寄付金により運営されています。

購入金額について

○総額税込み5万円以内

※事務局が業者に直接支払う関係上、必ず5万円以内にしてください。

対象物品

01

書籍

e x) 絵本、漫画、
図鑑、紙芝居

02

CD・DVD

03

書庫

対象物品についてよくある質問

Q 1 職員が使用する専門書の購入はOKか？

→NG。利用者が使用する物品のみ。

Q 2 書庫のみの購入はOKか？

→NG。今回購入する書籍等を保管するために合わせて購入することは可能。

Q 3 ぬり絵の購入はOKか？

→OK。

Q 4 紙芝居の木枠、ブックカバーの購入はOKか？

→OK。

Q 5 雑誌の購入はOKか？

→NG。

贈呈の流れ

- ①購入申請（施設側） 次の申請書類を提出 ・・・ 【提出期限：令和8年1月9日（金）】
要望表（別紙1）、購入リスト（別紙2－1（書籍用）、2－2（CD・DVD用）、2－3（書庫用））、
見積書（金額がわかるもの）
- ②発注・支払い（事務局） 見積書をもとに事務局から業者に発注 ・・・ 【令和8年1月23日（金）以降】
※施設から業者への発注依頼は不要です。
※物品および納品書は施設に届きます。
※請求書は事務局あてに届きますので、購入代金の支払いは事務局で行います。
- ③納品完了報告（施設側） 物品受領後、次の書類を提出 ・・・ 【提出期限：令和8年2月27日（金）】
納品完了報告書（別紙4）、納品書（写し）、受領書（別紙3）、「令和7年度福井県しあわせ基金」と記した物品
の写真

物品の写真の提出について

- 購入物品に「令和7年度福井県しあわせ基金」と記し、その写真を提出してください。（シールを貼る等方法は任意）
- 写真データをワードファイル等にはりつけたものでOKです。
- 購入したすべての物品ではなく、一部の物品（数冊程度）の写真でOKです。

申請書類等の提出先

○メールの場合 : fukusikansa@pref.fukui.lg.jp

○郵送の場合 : 〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県しあわせ基金事務局 担当 松村 あて

(福井県健康福祉部地域福祉課内)